

# 道路占用の手引 (道路占用の許可基準)

●道路は広く・正しく・美しくつかいましょう●

道路は、車両や歩行者の通行のために利用されるものでありますが、一方では、電柱や水道管など、各種物件の設置場所として、多面的に利用される公共的空間です。このように、道路（上空や地下も含む）に物件を設置する場合（道路占用という）は、道路法の規定に基づき、札幌市長の許可が必要となります。札幌市では、通行の円滑化や安全を確保するため、許可にあたっての基準（許可対象物件種類、構造など）を定めており、その主な内容は次のとおりです。

（なお、当該占用が道路交通法の適用を受けるものであるときは、所轄警察署長へ道路使用許可申請が必要となります。）

## つきだし 1 突出看板

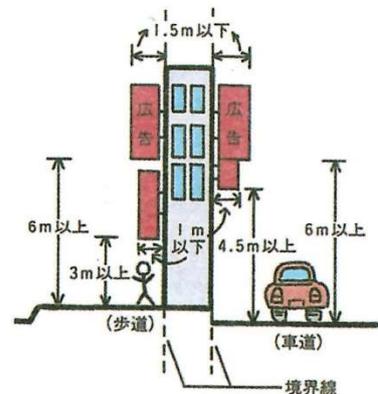
※自己の建築物又はその敷地に自己の名称、商標、営業内容又は販売する商品名を表示する場合に限る

### (1) 占用の場所

- 建築物から道路上に突き出す広告物の高さは、歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上とすること。
- 出幅は、境界線から取付部を含め路面からの高さが3m以上6m未満の場合1m以内、また6m以上の場合1.5m以内とすること。以上の場合であっても、広告物の構造そのものについての建築物壁面からの出幅は、取付部を含めて1.5m以内（屋外広告物条例による基準）としなければならない。

### (2) 占用物件の構造

- 形は原則として、平板又は箱型（厚さ0.5m以下）とすること。
- 看板を独立した支柱に取付ける場合は、支柱及び基礎部分は、道路区域外に設けること。

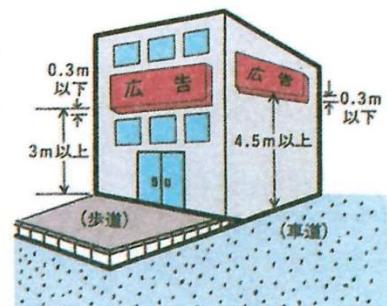


## こうこくばん 2 広告板

※自己の建築物又はその敷地に自己の名称、商標、営業内容又は販売する商品名を表示する場合に限る

### 占用の場所

- 建築物の壁面に固定設置すること。
- 広告物の高さは、歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上とすること。
- 出幅は0.3m以下とすること。



# 3 <sup>かどう</sup>可動看板

## (1) 占用の場所

- 歩・車道の区別の有無にかかわらず、店舗前の路端から0.7m以下とすること。ただし車道幅員9m未満の道路又は、幅員2.5m未満の歩道、交差点の側端又は道路の曲り角もしくは横断歩道、消火栓から3m以内及びその他交通に支障のある場所に設置することはできない。
- 占用を許可しない区域については別に定める。(※)

## (2) 占用物件の構造

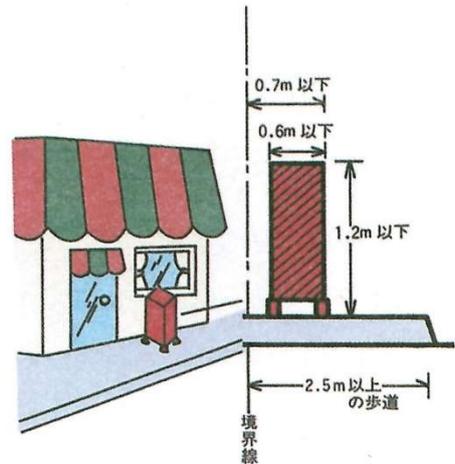
- 折看板(おがみ看板)等の不安定なものでないこと。
- 規格は脚部を含め高さ1.2m以下、幅0.6m以下、厚さ0.5m以下とし、容易に移動可能なものとする。

## (3) 設置数の制限

- 1店舗につき1個。なお営業時間外については、民地又は建物内に入れること。

### ※ 占用を許可しない区域

- 札幌市都市景観条例に基づく「大通都市景観形成地区」「札幌駅前通北街区地区都市景観形成地区」「札幌駅南口地区都市景観形成地区」「札幌駅北口地区都市景観形成地区」「すすきの地区」



# 4 <sup>てんとう</sup>店頭標識

## ※ 文字による広告の表示をするものを除く

## (1) 占用の場所

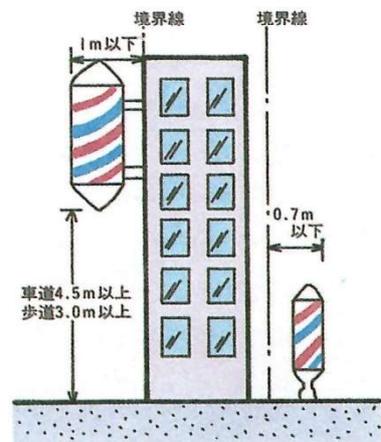
- 路面上に設置する場合は、歩車道の区別の有無にかかわらず店舗前の路端から0.7m以下とする。
- 建造物から突き出して設置する場合は、高さは車道上で4.5m以上、歩道上で3m以上とし、出幅1m以下とすること。

## (2) 占用物件の構造

- 路面上に設置する場合は、可動看板と同一基準とする。(円柱形の場合には直径0.5m以下)

## (3) 設置数の制限

- 路面上に設置する場合には、1店舗につき1個。なお、営業時間外については民地又は建物内に入れること。



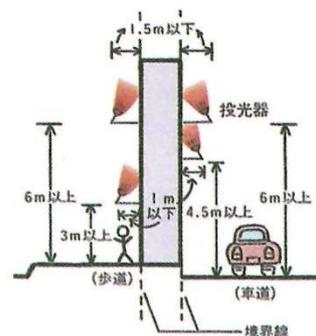
# 5 <sup>とうこうき</sup>投光器

## (1) 占用の場所

- 道路上に突き出す最下部(取り付けの構造物を含む)の高さは、歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上とすること。
- 出幅は、境界線から取付部を含め路面からの高さが3m以上6m未満の場合1m以内、また6m以上の場合1.5m以内とすること。

## (2) 占用物件の構造

- 投光器を独立した支柱等に取り付ける場合は、支柱及び基礎部分は道路区域外に設けること。
- 電灯は、白色かつ点滅しないものであること。



## 6 ひ あめ ゆき 日(雨・雪)よけ

### (1) 占用の場所

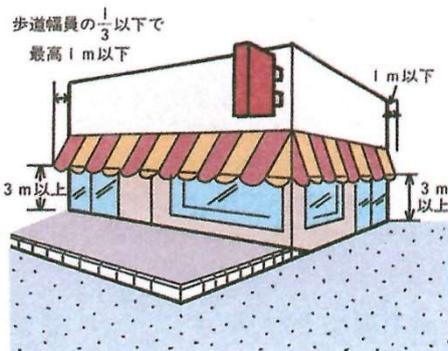
- 歩道上の出幅は、歩道幅員の1/3以下とし、最高1m以下とする。
- 歩・車道の区別のない道路上での出幅は、境界から1m以下とし、公共施設物(電柱・電話柱・街路灯等)の内側に設置するものであること。なお、車道幅員9m未満の道路には設置できない。

### (2) 占用物件の構造

- 建造物又は工作物に強固に定着させ、落ちたり、はがれたりしないよう、また風・雨・雪に十分耐えうるものとする。
- 高さは3m以上で、道路上に直角に突き出すこと。
- 支柱を道路上に建てることはできない。

### (3) 禁止事項

- 広告物、電気施設、その他の物件を添加し、又は商品を路上に置くことを禁止する。ただし自己の名称の表示は可。



## 7 てん が 添加広告

- 電柱又は街路灯柱への突出添加広告、巻付添加広告で、設置者は電柱及び街路灯の管理者に限る。
- 詳細は、各区の土木部維持管理課又は市役所道路管理課まで。

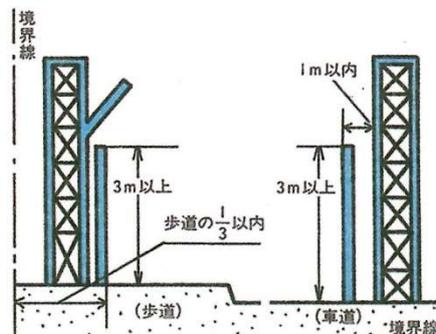
## 8 かりがこ あし ば ざいりょうおき 仮囲い・足場・材料置場

### (1) 占用の場所

- 歩・車道の区別のある場合、出幅は歩道幅員の1/3以下、歩・車道の区別のない場合は道路境界から1m以下とすること。
- 足場を設置する場合には、仮囲いを設置すること。
- 地盤面から10m以上の高さの工事を行う場合は、保護柵を設置すること。

### (2) 占用物件の構造

- 仮囲いの高さは3m以上とすること。
- 仮囲いの足場の支柱は路面に埋め込まないこと。



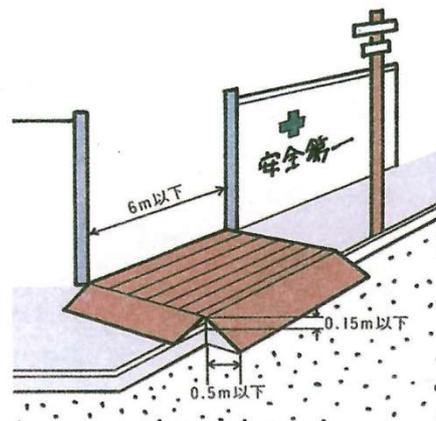
## 9 しゃりょうのり い し せつ ほ どうようじょう 車両乗入れ施設(歩道養生)

### (1) 占用の場所

- 一工事につき原則として1ヵ所とし、その幅については6m以下とする。

### (2) 占用物件の構造

- 歩道の幅員、路盤等に応じてコンパネ又はこれに準じたものを敷き、その上にしま鋼板を敷くこと。
- 車道との段差部分の養生については、三角パネル等(可動式)で行うこと。この場合、車道側の出幅については0.5m以下とすること。
- 路面からの高さは0.15m以下とすること



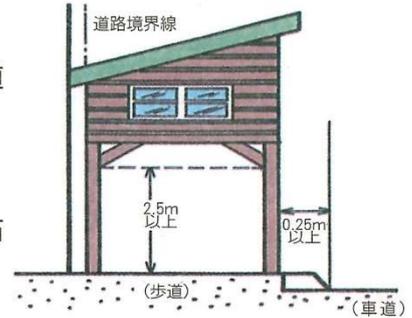
# 10 工事用詰所

## (1) 占用の場所

- 歩道の上空2.5m以上の高さに設け、支柱は道路境界側にあつては、道路区域外又は仮囲の内側とし、車道側では車道から0.25m以上離すこと。

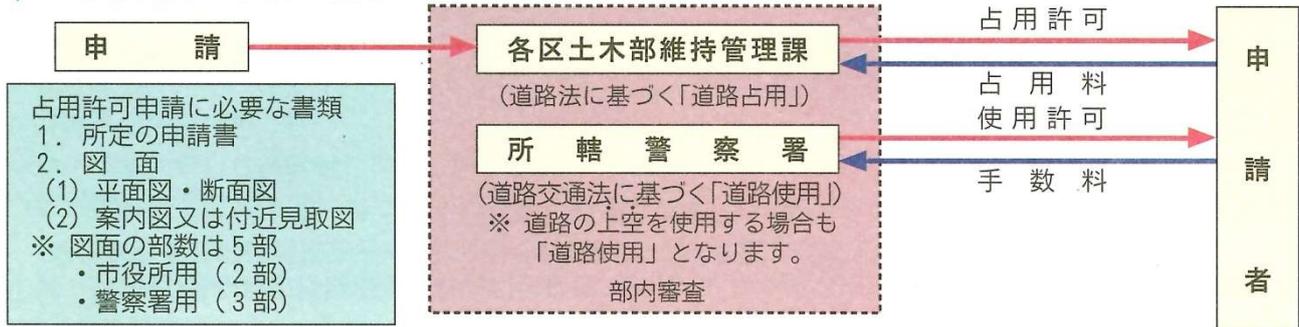
## (2) 占用物件の構造等

- 屋根は道路境界線側に向けて下りこう配を有すること。
- 階段は道路敷地外もしくは仮囲の内側とし、道路の付属物及び他の占用物件の支障にならないものとする。
- 冬期間においては、周辺の除雪を行うこと。



## 手続方法

### ▶ 占用物件を出す場合の手続き



※ 継続及び変更等の申請は、上記と同様の手続が必要です。

### ▶ 占用区分別占用料金

令和6年4月1日現在

占用区分		単位	期間	占用料額			
				1級地	2級地	3級地	
看板類	突出看板・広告板	表裏2面以上のもの	1㎡	1年	6,900円	5,200円	3,500円
		その他のもの	1㎡	1年	9,900円	7,400円	5,000円
	可動看板		1個	1ヵ月	1,200円	900円	600円
店頭	標識		1本	1年	2,000円	1,500円	1,000円
投	光器		1基	1年	2,500円	1,900円	1,300円
日	(雨・雪)よけ		1㎡	1年	2,500円	1,900円	1,300円
工事用施設・材料置場など			1㎡	1ヵ月	990円	740円	500円

注1) 看板類については、すべての広告板面の表示面積が算定基準となります(0.01㎡未満は切り捨て)。

注2) 日(雨・雪)よけ、工事用施設・材料置場等については、投影面積で算定します(0.01㎡未満は切り捨て)。

級地	地域
1級地	国道230号(旭山公園米里線から道道下手稲札幌線までの間)、道道下手稲札幌線(国道230号から北8条線までの間)、北8条線(道道下手稲札幌線から西5丁目線までの間)、西5丁目線(北8条線から北9条線までの間)、北9条線(西5丁目線から東4丁目線までの間)、東4丁目線(北9条線から国道36号までの間)、国道36号(東4丁目線から豊平川左岸線までの間)、豊平川左岸線(国道36号から真駒内篠路線までの間)、真駒内篠路線豊平川左岸側(豊平川左岸線から南14条中央線までの間)、南14条中央線(真駒内篠路線から公園東通線までの間)、公園東通線(南14条中央線から旭山公園米里線までの間)及び旭山公園米里線(公園東通線から国道230号までの間)で囲まれた地域並びにこれらの道路の区間の区域並びに西6丁目線の区域のうち北8条線から北区北8条西5丁目8番先までの間
2級地	各年度の初日において、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条の規定による市街化区域に指定されている区域(以下「市街化区域」という。)のうち1級地を除く地域及び市街化区域の境界線(以下「境界線」という。)を含み、又は境界線に接する道路の区域(当該道路の一部の区間が境界線を含み、又は境界線に接する場合は、当該区間の区域に限る。)
3級地	1級地及び2級地以外の地域(市街化調整区域)

#### ● 受付及び問い合わせ先

##### 【各区:土木部維持管理課】

中央区 614-5800 (中) 北12条西23丁目S.D.C北12条ビル	〒060-0012	北区 771-4211 (北) 北区太平12条2丁目	〒002-8012
東区 781-3521 (東) 北33条東18丁目	〒065-0033	白石区 864-8125 (白) 白石区本通14丁目南	〒003-0026
厚別区 897-3800 (厚) 厚別町下野幌45-39	〒004-0007	豊平区 851-1681 (豊) 豊平区西岡3条1丁目	〒062-0033
清田区 888-2800 (清) 平岡2条4丁目	〒004-0872	南区 581-3811 (南) 南区南31条西8丁目	〒005-0031
西区 667-3201 (西) 西野290番地10	〒063-0049	手稲区 681-4011 (手) 手稲区曙5条5丁目	〒006-0835

##### 【本庁】

建設局総務部道路管理課 211-2452 (中) 北1条西2丁目 〒060-8622

